

公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和6年6月6日

収支等命令者

佐賀県 SAGA2024・SSP 推進局スポーツ課長 森岡 貴之

1 業務内容

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 「SAGA Super Games 2024 ストリート陸上」開催業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年（2025年）1月31日（金曜日）まで |
| (4) 契約額 | 金 8,094 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）以内 |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業者の場合〉

(1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の(1)から(5)（過去の実績を求める場合は、(6)）までの条件を満たすこと。

共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。

(2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

(1) 担当課 佐賀県 SAGA2024・SSP 推進局スポーツ課スポーツ振興担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7526

ファックス番号 0952-25-7375

電子メールアドレス sports@pref.saga.lg.jp

4 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、令和6年（2024年）6月14日（金曜日）午後5時までに、様式第1号に記入のうえ、「3 手続等に関する事項」の担当課まで、電子メール又はファックスにより提出すること。仕様書等に対する質問は、令和6年（2024年）6月18日（火曜日）までに、メールもしくは県のホームページにて回答する。

なお、説明会は実施しないこととする。

5 参加資格の確認

本企画企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和6年（2024年）6月19日（水曜日）午後5時まで

(2) 提出書類 次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号） 1部

イ 共同事業者協定書（様式第2-3号） 1部 ※共同企業体の場合のみ

ウ 誓約書（様式第3号） 1部

エ 会社概要（パンフレットで可） 1部

(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) 参加資格の確認結果は、令和6年（2024年）6月26日（水曜日）までに通知する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第5号）・・・正本1部 副本5部
- イ 提案書（任意様式）・・・6部
- ウ 実施スケジュール案
- エ 業務体制表
- カ 実績書（様式第4号）

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア A4縦長左綴じ（ホチキス留め）
 - イ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。
 - (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
 - (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
 - (5) 提出は持参又は郵送による。
 - (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
 - (7) 提出期限は、令和6年（2024年）7月3日（水曜日）午後5時までとする。
- 注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和6年（2024年）7月9日（火曜日）午前10時～
- (2) 場所 佐賀県庁新館7階西会議室
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
- (4) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (5) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

8 結果の通知

令和6年（2024年）7月18日（木曜日）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準（配点入り）は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最低基準点は、審査委員の合計点の6割（400点中240点）とする。

10 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

- 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

- 次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者が行った場合
 - イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
 - ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - エ 1人で2以上の提案をした場合
 - オ 代理人でその資格のない場合
 - カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

- ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

- イ 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- ウ 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- エ 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

(6) 契約書について

- ア 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から10日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- イ 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

(7) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(8) 留意点

- ア 提出された資料は返却しない。
- イ 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- エ 本企画コンペの質問は、「3 手続等に関する事項」の担当課で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。